

## 北本市第六期障害福祉計画及び北本市第二期障害児福祉計画（案）に対する意見一覧 （パブリックコメント結果の公表）

番号	意見の内容	市の考え方
1	<p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針三-4について 障害者等及びその家族を参加させる考えについて具体的に。</p> <p style="text-align: center;">（以下事務局補記）</p> <p>基本指針 三-4 協議会の設置等</p> <p>障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係者等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。</p> <p>協議会は…障害福祉計画を定め…意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。</p> <p>障害者総合支援法 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する</p>	<p>ご意見にあります協議会につきましては、本計画（案）60頁にありますように、鴻巣市と共同で鴻巣北本地域自立支援協議会を設置しております。</p> <p>協議会の構成については、今後、鴻巣市と協議してまいります。</p>

	<p>職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。</p>	
2	<p>同指針四-4-1について 他職種が協働出来るよう連携強化をお願いします。</p> <p>(以下事務局補記) 基本指針 四-4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実 保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。</p>	<p>本計画(案)20頁に記載しましたとおり、市では医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関による協議の場を設置しております。引き続き連携強化に努めてまいります。</p>
3	<p>児童福祉法33条20-3-2について 具体的な実施策は有るのでしょうか。</p> <p>(以下事務局補記) 児童福祉法 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及</p>	<p>本計画(案)60頁に記載している鴻巣北本地域自立支援協議会の組織図中の「こども部会」を中心に連携を図っております。</p>

	<p>び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</p> <p>③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	
4	<p>児童福祉法33条20-5について      該当者を全て把握しているのでしょうか。</p> <p>(以下事務局補記)      児童福祉法      第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害</p>	<p>本計画(案)を策定するにあたり、関係課及び保健所等と情報を共有し、出来る限り対象者を把握するよう努めております。</p>

	<p>児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。</p>	
5	<p>居宅訪問型児童発達支援について対応は出来るのでしょうか。</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援は平成30年度から新たに開始された事業です。本計画(案)47頁に記載しているとおり、現在、県央障害保健福祉圏域(鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町)に提供事業所はありませんが、今後のニーズの変化を見守りつつ、近隣市とも連携しながら事業所の確保に努めていきます。</p>
6	<p>多様化している障がいに対して専門窓口は設置出来ないか。</p>	<p>市では障がいのある方等からの専門的な相談に対応するため、本計画(案)59頁に記載しているとおり、委託相談支援事業者を3箇所、基幹相談支援センターを1箇所設置しています。</p>
7	<p>3頁3行目「地域社会への参加や包容(インクルージョン)」を「地域社会への参加や包摂(インクルージョン)」とすることを提案します。※14頁では「あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会」としているため。</p>	<p>「包容」及び「包摂」について統一的な用例は無いようです。ご意見の箇所につきましては、国の基本指針における該当箇所が、それぞれ「包容」と「包摂的」と記載されているため、原案のとおりといたします。</p>

8	<p>18頁 就労移行支援事業所が市内に1か所であるため「就労定着支援事業利用者の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする」に関しては目標を設定しないとしていますが、1か所しかない市内事業所においても就労定着率8割以上を目標とすべきです。</p>	<p>事業所が1か所しかないことから、市が特定の事業所の成果目標を定めることとなってしまうため、記載については原案のとおりといたします。</p>
9	<p>27頁 市内には自立訓練を実施している事業所や就労継続支援A型事業所がないことについて、「日中活動系サービス事業所の充実に向け取り組みます」の中に含まれるのかもしれませんが、積極的に社会福祉法人等に設置を働きかけるべきです。(居住系の書きぶりと同様に。)</p>	<p>自立訓練及び就労継続支援A型事業所については、「日中活動系サービス事業所の充実に向け取り組みます」の中に含んでおりますが、ご意見にありますとおり、両事業については市内に事業所が無いことに鑑み、35頁 日中活動系サービスの見込量確保のための方策等に「また、市内に不足するサービス種別については、サービスの提供体制の確保に努めます。」と記載を追加します。</p>
10	<p>29頁 就労移行・定着に当たっては、障がい者の訓練や障がい者に対する支援ばかりでなく、雇用する事業所への支援が極めて重要です。方策等の中に、事業者に対する支援についても明記すべきです。</p>	<p>本計画(案)は障害福祉サービス等の提供体制確保に係る成果目標や見込量を設定する計画となります。当該頁は、サービス内容及び利用者像を説明しているため、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、ご意見にあります「雇用する事業者への支援」については、市障がい者就労支援センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携しながら支援してまいります。</p>
11	<p>39頁 共同生活援助(グループホーム)についても、施設入所支援の書きぶり合わせ、設置を働きかける(設置を強力に支援する)必要があります。単なる呼びかけで</p>	<p>グループホームの設置については要望も多く、重要な課題であると認識しております。</p> <p>ご意見につきましては、39頁 居住系サービスの見込</p>

	は設置は見込めないのではないのでしょうか。	量確保のための方策等について、「共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な役割が期待されるため、市内あるいは近隣市等で活動する社会福祉法人等にグループホームの設置を働きかけていきます。」と記載を改めます。
1 2	4 4 頁 圏域にサービス提供事業所がなく、今後も見込めない状況は、問題があります（そもそも需要がないのであれば、需要がないので更なる広域で対応すべき課題であることを明記すべき）。圏域として設置を推進するなど、何らかの方策を示すべきです。	医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援につきましては、利用者数等を考慮すると広域で対応すべき課題と考えております。一方、利用者像から遠方の事業所では利用が難しくなる恐れもあることから、圏域内で事業所の確保が望ましいと考えております。 ご意見につきましては、5 1 頁 障がい児支援の見込量確保のための方策等に「近隣市町とも連携し、特別な支援が必要な重症心身障がい児や医療的ケア児の対応が可能な事業者の新規参入を促進する等、サービスが提供できる体制の確保に努めます。」と記載を追加します。
1 3	4 7 頁 医療型児童発達支援と同様です。	1 2 と同様の回答
1 4	5 0 頁 放課後児童健全育成事業において障がい児の利用が減少傾向にあるのは、放課後デイサービスへの移行が進んでいるためではないのでしょうか。児童数が減少する中で、見込量が増加する想定は間違っていると思います。	ご意見のとおり放課後等児童健全育成事業の利用者は、近年減少傾向にありましたが、令和2年度の利用者数は13名となっております。このため、利用者数を横ばいで見込んでいますので、原案のとおりといたします。
1 5	5 2 頁 発達障がい者等に対する支援について、実績はわずかですが、実際には極めて重要な取組だと思えます。	ペアレントトレーニング等の見込量については、現在、埼玉県が実施する講習会の周知を図り、当該講習会への参

	<p>支援の見込量は、実績ベースではなく、実際に利用してもらいたい人数を計上すべきです。(方策等については「積極的に周知を図ります。」と記載しているので)。</p>	<p>加者を見込んでおります。募集枠等から受講者を見込量を記載しておりますので、原案のとおりいたします。しかしながら、ご意見のとおり極めて重要な取組と認識しておりますので、今後、市において同様の講習会が実施できるよう努めてまいります。また、こうした取組によりペアレントメンター及びピアサポート活動の拡充に繋がりたいと考えております。</p>
1 6	<p>5 8 頁 ①理解促進研修・啓発事業、5 9 頁 ③相談支援事業について、住民や障がい者など個人だけでなく、事業所を対象として明記できないでしょうか。障がい者の社会参加を促進するためには、事業所（企業）における支援（理解）が極めて重要です。</p>	<p>本項目では、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業と相談支援事業について記載しており、その対象者は、それぞれ地域住民、障がい者等とされております。このため、ご意見の記載につきましては、原案のとおりいたしますが、障がいのある方に対する事業所（企業）の理解の促進は重要と考えておりますので、障害者差別解消法等に基づく取組により実施していきたいと考えます。</p>
1 7	<p>その他 高齢者福祉計画には「感染症・災害対策の強化」という項目が設けられ、ごく簡単ではありますが「現状と課題」、「取組」について記載しています。本計画案には一切触れられていませんが、必要な項目だと思います。</p>	<p>本計画（案）は国の基本指針に則して定めるものとされております。第8期介護保険事業計画では国の基本指針が改定され、災害や感染症対策に係る項目が追加されましたが、障害福祉の基本指針では改定がなされませんでした。このため、計画の策定委員会でも同様の議論があったところですが、計画の構成等を考慮し本計画（案）といたしましたので、原案のとおりいたします。なお、感染症や災害時の取り組みについては、第3次北</p>

		本市障害者福祉計画において記載をしていきたいと考えます。
18	<p>計画（案）21頁記載の「(6) 相談支援体制の充実・強化等」、計画（案）40頁記載の「(4) 相談支援」、計画（案）55頁記載の「(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組」、計画（案）59頁記載の「③相談支援事業」のところについて</p> <p>埼玉県総合リハビリテーションセンター内に設置されている高次脳機能障害者支援センターとも連携しながら、高次脳機能障がいとの診断に早期につなげる体制を整備するなど、高次脳機能障がい者への相談支援体制の充実・強化を図っていくことを計画に記してください。</p>	<p>本計画（案）21頁については、国の指針に対する成果目標の設定であり、40頁および55頁についてはサービスの見込量と確保の方策を設定しているため、個別の支援策については記載しておりません。</p> <p>本計画（案）の「③相談支援事業」は、2頁（2）②に記載しているとおり、発達障がい者及び高次脳機能障がい者も対象としております。</p> <p>上記のことから、原案のとおりといたします。</p>
19	<p>計画（案）25頁記載の「訪問系サービスの見込量確保のための方策等」のところについて</p> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなった第2号被保険者の方を、早期に器質性精神障がいと診断につなげ、介護保険サービスだけでなく併用できる障害福祉サービスや、障害年金制度につなげていくことを、計画のどこかに記してください。</p>	<p>本計画（案）25頁については、サービスの見込量と確保の方策を設定しているため、個別の支援策については記載しておりません。ご意見につきましては、原案のとおりといたします。</p>

20	<p>計画（案）27頁記載の「機能訓練」のところについて  自立訓練（機能訓練）の対象に、身体障がいのない高次脳機能障がいも含まれるようになったこと、身体障がいのない高次脳機能障がいの方向けの訓練を実施することを記してください。</p>	<p>本計画（案）27頁では、サービスの見込量と確保の方策を設定しています。また「機能訓練」は障害福祉サービスの1つであり、目次の2頁目及び2頁に記載しましたとおり高次脳機能障がいは精神障がいに含まれていることから、障がい種別によらずサービスを利用することが出来ます。以上のことから、ご意見につきましては、原案のとおりといたします。</p>
21	<p>計画（案）58頁記載の「①理解促進研修・啓発事業」のところについて  他の障がいと共に、高次脳機能障がいについても、研修や啓発を行っていくことを記してください。</p>	<p>本計画（案）の「①理解促進研修・啓発事業」は、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業実施要綱」に規定されている市町村「必須事業」の1つとして記載しており、障がいのある人全体を対象としているため、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、高次脳機能障がいにつきましては、本計画（案）の目次の2頁目及び本編の2頁において、「障がいのある人」「障がい者」「精神障がい者」に含めると記載しております。</p>
22	<p>計画（案）19頁記載の「（5）障がい児支援の提供体制の整備等」、計画（案）43頁記載の「（5）障がい児支援」のところについて  高次脳機能障がい児が、発達障がいの陰に隠れ、支援から漏れることがないように、職員への啓発など、何らかの施策を計画に記してください。</p>	<p>本計画（案）19頁については、国の指針に対する成果目標の設定であるため個別の支援策については記載しておりません。</p> <p>本計画（案）43頁については、障害児通所支援等の各サービスの見込量を確保するための方策であるため、個別の支援策については記載しておりません。</p> <p>上記のことから、原案のとおりといたします。</p>

23	<p>計画（案）69頁記載の「(2) 任意事業」のところに ついて</p> <p>北本市が実施している認知症高齢者等見守りシール交付事業の対象に高次脳機能障がいも含める、など徘徊する高次脳機能障がい児者への支援策を検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>本計画（案）の「(2) 任意事業」は、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業実施要綱」に規定されている市町村「任意事業」について記載しているため、ご意見につきましては、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、ご意見にあります認知症高齢者等見守りシール交付事業において、高次脳機能障がいを有する方が支援の対対象になり得ることは、北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画（案）に対するパブリックコメント結果の公表で回答させていただいております。</p>
----	---	---